

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う 市の生活支援・経済対策等のお知らせ

(令和2年6月23日発行)

本冊子は、新型コロナウイルス感染症の影響に係る市の生活支援と経済対策等をまとめたものです。詳しくは、各支援制度に記載している担当課へ直接お問い合わせください。
今後、新たな支援制度等が決まり次第、順次お知らせいたします。
※最新の情報は市ホームページ「新型コロナウイルス感染症関連情報」からご確認ください。

もくじ

1 新着支援制度(5月20日号から追加された支援制度)

個人・世帯向け	① 子育て応援給付金による支援	P2
	② 市奨学金の返還猶予	P2
	③ イベントの中止等によるチケットの払い戻しを受けない場合の個人住民税の寄附金控除	P2
	④ 国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免	P3
	⑤ 介護保険料の減免	P4
事業者向け	⑥ 営農資金借入に対する利子補給	P4
	⑦ 経営維持臨時給付金による支援	P5
	⑧ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置	P5
	⑨ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	P6

2 個人・世帯向け情報

給付等	● 特別定額給付金による支援	P6
	● 住居確保給付金による支援	P7
	● 感染症予防用マスクの配布	P7
	● 国民健康保険被保険者に対する傷病手当金による支援	P7
貸付	● 個人向け緊急小口資金等による支援	P8
猶予	● 水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置	P8
	● 納税の猶予の特例	P8
情報	● 市営住宅家賃の徴収猶予	P9
	● 配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援	P9
	● 発熱外来診察室の開設	P9

3 事業者向け情報

協力金・補助金	● 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金による支援	P10
	● 宅配サービス・持帰りサービスに取り組む市内飲食業者等の支援	P10
	● 畜産農家に対し経営を支援	P10
補給	● 中小企業振興資金の利子補給の拡充	P11
猶予	● 肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付	P11
	● 中小企業や農林業者などの相談窓口の設置	P11
情報	● 地元商店応援運動	P11
	● 市内事業者の臨時的な雇用を促進	P12
		P12

4 国や市からの給付金等の課税上の取扱いについて

5 宮城県や国の支援策(事業者向け)

6 事業者向け持続化給付金の申請サポート会場の開設について

P13~15
P16

1 新着支援制度(5月20日号から追加された支援制度)

①子育て応援給付金による支援

【非課税】

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、6月（公務員は7月以降）に児童手当を受給する世帯に対して「子育て世帯への臨時特別給付金」を支給したところですが、市独自の支援策として「子育て応援給付金」を追加で支給します。

- ◆ 支給対象者 登米市から「子育て世帯への臨時特別給付金」を受給した世帯
- ◆ 支給額 対象児童一人につき10,000円
- ◆ 申請等 不要（対象者へお知らせを郵送）
- ◆ 支給時期 令和2年7月16日支給開始
（子育て世帯への臨時特別給付金を支給した口座へ振り込み）
※公務員の方は、子育て世帯への臨時特別給付金の申請を忘れずに行ってください。（給付金の支給を辞退する場合は申請不要）
- 問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562（平日 8:30～17:15）

②市奨学金の返還猶予

現在、登米市育英資金貸付基金及び登米市浅野兄妹奨学資金貸付基金、上杉奨学金貸付基金を返還中の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により返還が困難になった場合は、返還猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

- ◆ 対象者 新型コロナウイルス感染症の影響で、会社が休業、倒産した場合や、売上げの減少、離職などで収入の減少等、返還が困難になった方
- ◆ 猶予期間 1年以内（納期限が到来していない期間に限る）
- ◆ 申請等 必要な添付書類
・収入が減少したことを確認できる書類等
（減少前の収入と直近の収入が比較できるもの）
- 問い合わせ 教育委員会教育部教育総務課 0220-34-2670（平日 8:30～17:15）

③イベントの中止等によるチケットの払い戻しを受けない場合の個人住民税の寄附金控除

中止等された文化芸術・スポーツイベントのチケットの払い戻しを受けない場合、その金額分は「寄附」とみなされ、個人住民税の税額控除の対象となります。

- ◆ 対象となるイベント 寄付金控除の対象となるイベントは、文化庁又はスポーツ庁のホームページをご確認下さい。
- ◆ 対象年度 令和3年度又は4年度の個人住民税
- ◆ 控除額 $(\text{対象額合計} - 2,000 \text{円}) \times 10\%$ 【市6%・県4%】
※控除については住民税のほか、所得税でも40%の控除があり、合計で50%の控除が受けられます。
※総所得金額の合計額により控除額に上限があります。
- ◆ 手続き等 ①主催者などがイベントの指定を受けた旨を確認します。
②主催者に払い戻しを受けない意思を連絡します。
③主催者から確定申告書の添付書類である「指定行事証明書」の写し、「払戻請求権放棄証明書」の2種類の証明書を受け取ります。
④翌年2月中旬～3月中旬に確定申告を行います。
- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2163（平日 8:30～17:15）

④国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の減免

国民健康保険被保険者、後期高齢者医療被保険者のうち、以下の要件に該当する方の保険税（料）を減免します。

◆ 対象者

1. 【保険税(料)を全額免除】
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
 2. 【保険税(料)の一部を減額】
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の①～③の要件全てに該当する世帯
 - ① 世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - ② 世帯の主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額が1,000万円以下であること。
 - ③ 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。
- ※「主たる生計維持者」とは、原則としてその世帯の世帯主となります。

◆ 減免額

減免対象の保険税(料)額 (A×B/C) に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額

○減免対象の保険税(料)額 (A×B/C)

A	国保：世帯の被保険者全員について算定した保険税額
	後期：同一世帯に属する被保険者について算定したそれぞれの保険料額
B	世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和元年の所得額
C	世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和元年の所得の合計額

○主たる生計維持者の令和元年の所得の合計額に応じた減免割合…D

令和元年の所得の合計額	減免割合 (D)
300万円以下の場合	全部(10分の10)
400万円以下の場合	10分の8
550万円以下の場合	10分の6
750万円以下の場合	10分の4
1,000万円以下の場合	10分の2

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の所得の合計額にかかわらず、減免対象の保険税(料)額の全部を免除。

※ 非自発的の失業者にかかる軽減対象となる場合は、まず前年の給与所得を100分の30とみなすことにより軽減を行うこととし、今回の措置による給与収入の減少に伴う保険税(料)の減免は行わない。

◆ 必要書類

対象者の1に該当する場合：減免申請書、死亡診断書もしくは診断書
対象者の2に該当する場合：減免申請書、令和元年の月ごとの収入がわかるもの、令和2年1月から申請する月までの収入がわかるもの、事業等の廃止や失業の場合は、証明できる書類

◆ 対象保険税(料)

令和元年度分及び令和2年度分の保険税（料）であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの

◆ 申請期限

国民健康保険税 … 令和3年3月31日
後期高齢者医療保険料 … 令和3年6月30日

◆ 手続き

感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。

■ 問い合わせ

総務部税務課 0220-22-2163（平日 8:30～17:15）

⑤介護保険料の減免

介護保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方の保険料を減免します。

- ◆ 対象者
 1. 【保険料全額免除】
新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った第一号被保険者
 2. 【保険料の一部を減額】
新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次の要件の全てに該当する第一号被保険者
 - ① 世帯の主たる生計維持者の事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること。
 - ② 世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和元年の所得の合計額が400万円以下であること。

※「主たる生計維持者」とは、原則としてその世帯の世帯主となります。

- ◆ 減免額
減免対象の保険料額 (A×B/C) に、令和元年の所得の合計額に応じた減免割合 (D) をかけた金額

○減免対象の保険料額 (A×B/C)

A	当該第一号被保険者の保険料額
B	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等にかかる令和元年の所得額
C	第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の令和元年の合計所得金額

○合計所得金額に応じた減免割合…D

令和元年の合計所得金額	減免割合 (D)
200万円以下の場合	全部(10分の10)
200万円を超える場合	10分の8

※ 主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和元年の合計所得金額にかかわらず、減免対象の保険料額の全部を免除。

- ◆ 必要書類
 1. 対象者の1に該当する場合：減免申請書、死亡診断書もしくは診断書
 2. 対象者の2に該当する場合：減免申請書、令和元年の各月ごとの収入がわかるもの、令和2年1月から申請する月までの収入がわかるもの
事業等の廃止や失業の場合、証明できる書類
- ◆ 対象保険料
令和元年度分及び令和2年度分の保険料であって、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限のもの
- ◆ 申請期限
令和3年3月31日
- ◆ 手続き
感染防止のため、まずはお電話でご相談ください。
- 問い合わせ
総務部税務課 0220-22-2163 (平日 8:30~17:15)

⑥営農資金借入に対する利子補給

【課税】

農業協同組合が組合員へ融資する「アグリエール資金（新型コロナ対策）」の利子を補給し、農業者等の営農継続を支援します。

- ◆ 対象者
新型コロナウイルス感染症の影響により農畜産物の生産活動に影響を受け、営農継続を図るため農業協同組合が創設した「アグリエール資金（新型コロナ対策）」の融資を受けた市内の農業者等
- ◆ 利子補給率
基準金利2.0%（市0.5%、農協0.5%、JAグループ1.0%）
※利子は市と農協等で利子補給するため、農業者等は実質無利子で融資が受けられます。
- ◆ 利子補給（返済）期間 5年
- ◆ 申請手続き
「アグリエール資金（新型コロナ対策）」の貸付手続等については、組合員となっている農業協同組合（みやぎ登米農業協同組合、または新みやぎ農業協同組合）へお問い合わせください。
- 問い合わせ
産業経済部産業総務課 0220-34-2716 (平日 8:30~17:15)

⑦経営維持臨時給付金による支援

【課税】

国の持続化給付金の支給対象まで至らない、売上げが前年同月比20%以上50%未満の減少率である中小企業者、小規模事業者及び個人事業者に対し、給付金を支給し支援します。

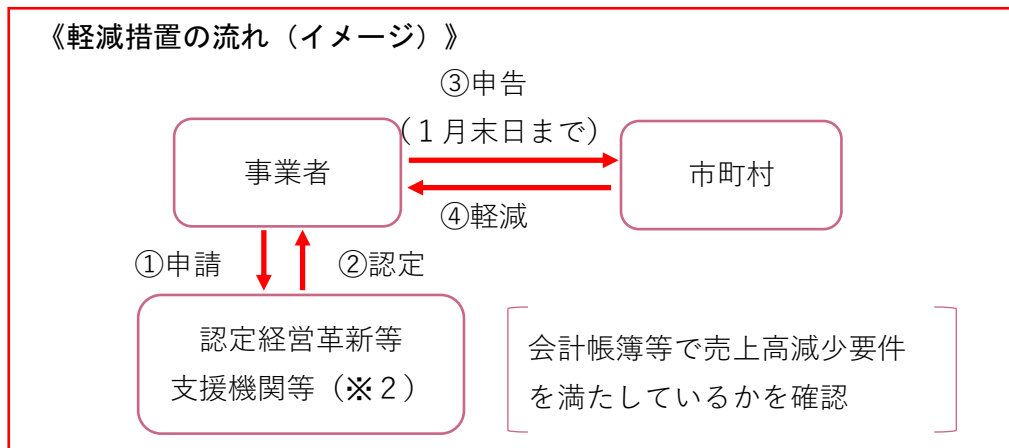
また、令和2年1月から3月までに創業した事業者についても、同期間の売上平均より20%以上50%未満の減少率の場合、給付金を支給し支援します。

- ◆ 対象者 日本標準産業分類における大分類のうち、次に掲げる分類に該当する事業者
 - ① 鉱業、採石業、砂利採取業
 - ② 建設業
 - ③ 製造業
 - ④ 電気・ガス・熱供給・水道業
 - ⑤ 情報通信業
 - ⑥ 運輸業、郵便業
 - ⑦ 卸売業、小売業
 - ⑧ 金融業、保険業
 - ⑨ 不動産業、物品賃貸業
 - ⑩ 学術研究、専門・技術サービス業
 - ⑪ 宿泊業、飲食サービス業
 - ⑫ 生活関連サービス業、娯楽業
 - ⑬ 教育、学習支援業
 - ⑭ 医療、福祉
 - ⑮ 複合サービス業
 - ⑯ サービス業（他に分類されないもの）
※政治・経済・文化団体、宗教を除く
- ◆ 給付額 1事業者当たり200,000円を上限に給付
- ◆ 申請手続き 原則郵送により受付（申請書は市ホームページに掲載するほか、各総合支所及び商工会窓口に設置しています。）
- ◆ 申請期間 令和2年7月1日～令和3年1月29日
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706（平日 8:30～17:15）

⑧中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の軽減措置

中小事業者等に対して、**令和3年度課税の1年分に限り**、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減します。

- ◆ 対象者 中小事業者等（原則として業種限定せず）
※「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人
- ◆ 軽減割合 令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年の同期間と比べて
 - ① 30%以上50%未満減少している事業者 … 2分の1
 - ② 50%以上減少している事業者 … 全額※令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等（※2）の認定を受けて各市町村に申告した事業者に適用されます。
- ◆ 対象資産 償却資産と事業用家屋



（※2）税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など（税理士、公認会計士、弁護士など）

※手続等の詳細は今後国から示される予定です。

- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2169（平日 8:30～17:15）

⑨生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡大するとともに、適用期限を2年延長します。

- ◆ 対象者 先端設備等導入計画の認定を受けた中小事業者等（個人、法人）
※個人＝常時使用する従業員が1,000人以下の個人
法人＝資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人及び資本又は出資を有しない法人のうち従業員数1,000人以下の法人（大企業の子会社除く）
- ◆ 対象設備 ①機械装置、器具備品などの償却資産
②事業用家屋及び構築物
※事業用家屋は、設備の取得価格の合計額が300万円以上であること。
※償却資産、構築物は、旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上するもの。
- ◆ 軽減率 投資後3年間、ゼロとなります。
- ◆ 適用期限 令和5年3月末まで
（令和4年度までの2年間に限り延長）
- ◆ 申請に必要なもの 工業会が交付する証明書の写し
市が交付する「先端設備等導入計画」認定書の写し
認定を受けた「先端設備導入計画」の写し など
- ◆ 申請期間 現行の償却資産の申告と同じになる予定です。（令和3年1月1日～31日）
- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2163（平日8:30～17:15）

2 個人・世帯向け情報

5月20日発行時にお知らせした内容と同様の項目ですが、その後決定した事項などを追記しています。

給付等

特別定額給付金による支援

【非課税】

感染拡大防止の観点から、簡素な仕組みで迅速かつ的確に給付金を給付し、家計を支援します。

- ◆ 受給権者 基準日（令和2年4月27日）において登米市の住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の世帯主
- ◆ 給付対象者 基準日において登米市の住民基本台帳に記録されている方
- ◆ 給付額 給付対象者1人につき100,000円
- ◆ 実施方法 受給権者に対し、市より申請書を郵送し、受給権者は申請書に必要事項を記載し、必要書類（本人確認書類、振込口座が分かる書類）を添付して、郵送で申請いただくか、マイナンバーカードを活用したオンライン申請にて申請いただき、原則として、申請者本人口座へ振り込みます。
- ◆ 申請受付 令和2年5月14日から申請書郵送
●郵送申請による受付：令和2年5月15日から受付
●オンライン申請による受付：令和2年5月11日から受付
- ◆ 給付開始日 令和2年5月22日（初回振込日）から給付開始、翌週から毎週水曜日を予定
- ◆ 申請締切日 令和2年8月14日必着
対象となる方で、申請書類が届いていない場合は、コールセンターまでご連絡ください。
- 問い合わせ コールセンター（給付金事務室） 0120-005-621【フリーダイヤル】
受付時間：9:00～16:00 平日（土日祝日休業）
担当課：福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552（平日8:30～17:15）

住居確保給付金による支援

【非課税】
※貸主は課税

離職・廃業から2年以内の方であって就労能力及び就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人、または喪失する恐れがある人を対象として住宅費を支給するとともに、就労支援などを実施し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行っています。

令和2年4月20日から対象者が拡充され、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある人も住居確保給付金の支給対象となりました。なお、支給については、世帯の収入や預貯金等の要件があります。

- ◆ 支給額 賃貸住宅の一月当たりの家賃額
(世帯の収入や世帯員数、預貯金額等により支給額が異なる場合があります。)
- ◆ 支給期間 原則3月(最長9月まで延長)
- 問い合わせ 登米市自立相談支援センターそ・えーる登米 0220-23-8610
(平日・土曜日 8:30~17:15) ※火・木は19:00まで
担当課：福祉事務所生活福祉課 0220-58-5552 (平日 8:30~17:15)

感染症予防用マスクの配布

市内在住の妊婦の方および里帰り出産のために市内に居住している妊婦に対し、感染症予防のためマスクを配布しています。

当分の間、妊娠届受理時に母子健康手帳交付と併せて、マスク30枚をお渡しします。

※里帰り出産のために市内に居住されている方については、申請書(市ホームページに掲載、窓口に備え付け)と母子健康手帳をご持参ください。

- 問い合わせ 市民生活部健康推進課 0220-58-2116 (平日 8:30~17:15)

国民健康保険被保険者に対する傷病手当金による支援

【非課税】

国民健康保険被保険者のうち、以下の要件に該当する方に傷病手当金を支給します。

- ◆ 対象者 給与等を受給している方で、新型コロナウイルス感染症に感染し、または発熱等の症状があり感染が疑われたため、労務に服することができず、その期間給与等の全部または一部の支払を受けることができなかった方
- ◆ 支給対象日数 労務に服することができなくなった日から起算して連続3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数
- ◆ 支給額 傷病手当金の支給を受けることができる初めの日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等収入の合計額を就労日数で除した金額×3分の2×日数＝支給額 (支給額には上限があります。)
※給与等の一部の支払を受けた場合で、受けた給与等の額が傷病手当金の支給額より少ない時は、その差額を支給
- ◆ 支給期間 支給を始めた日から起算して1年6月を超えない期間
(適用期間は令和2年1月1日から同年9月30日まで)
- ◆ 申請等 傷病手当金の支給対象となる方は、傷病手当金支給申請書等の提出が必要となります。下記のものを持参のうえ各総合支所に提出してください。
支給申請書の様式は市ホームページからダウンロードできるほか、各総合支所に備え付けております。
【支給申請の際持参していただくもの】
 - ・ 傷病手当金支給申請書(世帯主記入用)
 - ・ 傷病手当金支給申請書(被保険者記入用) ※事業主の証明が必要です。
 - ・ 傷病手当金支給申請書(事業主記入用)
 - ・ 傷病手当金支給申請書(医療機関記入用) ※検査の結果陰性の場合などは省略できます。
 - ・ 世帯主の印鑑と振込口座の分かるもの
 - ・ 支給対象者の国民健康保険被保険者証
 - ・ 医療機関を受診したことが分かる領収書、診療明細書等
- 問い合わせ 市民生活部国保年金課 0220-58-2166 (平日 8:30~17:15)

貸付

個人向け緊急小口資金等による支援

登米市社会福祉協議会で実施している生活福祉資金貸付制度の緊急小口資金と総合支援資金（生活支援費）に関し、市ホームページ及び広報紙等により制度周知を行うとともに、登米市自立相談支援センターそ・えーる登米と連携し、相談支援をしています。

【緊急小口資金】

- ◆ 貸付対象者 休業等により緊急かつ一時的な生計維持のため貸付を必要とする世帯
- ◆ 貸付上限額 100,000円以内→200,000円以内（拡充）
- ◆ 据置期間 2月以内→1年以内（拡充）
- ◆ 償還期限 12月以内→2年以内（拡充）
- ◆ 貸付利子・保証人 無利子・不要

【総合支援資金（生活支援費）】

- ◆ 貸付対象者 失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◆ 貸付上限 単身150,000円以内/月、2人以上200,000円以内/月
- ◆ 据置期間 6月以内→1年以内（拡充）
- ◆ 償還期限 10年以内
- ◆ 貸付利子・保証人 無利子・不要
- 問い合わせ 登米市社会福祉協議会 0220-21-6310（平日 8:30～17:15）

猶予

水道料金・下水道使用料の支払いについての相談窓口の設置

「登米市水道お客様センター」に相談窓口を設置し、新型コロナウイルス感染症の影響により支払いが困難な事情がある方について、支払い猶予の相談に応じています。

- 問い合わせ 登米市水道お客様センター 0120-023-151【フリーダイヤル】
（平日 8:00～18:00）※水曜日は20:00まで
（土曜日 8:00～12:00）

納税の猶予の特例

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む）が、り患された場合など、以下のようなケースに該当する場合は、納税の猶予が認められる場合がありますので、税務課徴収対策係にご相談ください。

- ◆ 対象ケース (1) 新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合。
(2) 納税者ご本人または生計を同じにするご家族がり患した場合。
(3) 納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合や、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合。
- 問い合わせ 総務部税務課 0220-22-2169（平日 8:30～17:15）

※国税（所得税・消費税・法人税等）については、
下記の税務署まで事前にお電話でご相談ください。

- 問い合わせ 佐沼税務署 0220-22-2501（平日 8:30～17:00）

市営住宅家賃の徴収猶予

市営住宅に入居している方で、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が著しく減少し、家賃の支払いが困難な場合には、徴収猶予が認められる場合がありますのでご相談ください。

- ◆ 対象者 市営住宅入居者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入（非課税所得含む）が月額72,800円以下に減少した世帯
- ◆ 申請等 必要な添付書類
 - ・収入が減少したことを確認できる書類
（勤務先が発行する給与明細で収入減少以前の明細と直近の明細等）
 - ・非課税所得（障害年金、遺族年金等）がある場合は確認できる書類※世帯の状況により異なりますので、下記までお問い合わせください。
- 問い合わせ 建設部住宅都市整備課 0220-34-2316（平日 8:30～17:15）

情報

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援

配偶者等からの暴力(DV)の被害者の相談支援のため、全国共通の電話相談ナビ(DV相談ナビ:0570-0-55210)が設置されております。今般の新型コロナウイルス感染拡大に伴い「DV相談+(プラス)」を実施し相談体制を拡充しています。

- ◆ 相談体制の拡充
 - ① 24時間対応電話(4月29日から) 電話番号:0120-279-889
 - ② SNS・メール相談 ※ホームページ(<https://soudanplus.jp>)からアクセス
※SNS相談は12:00から22:00まで、メール相談は24時間受付
 - ③ 外国人相談者向け相談 対応言語は、英語、中国語、韓国語など
※12:00から22:00まで受付
- 問い合わせ 福祉事務所子育て支援課 0220-58-5562（平日 8:30～17:15）

発熱外来診察室の開設

新型コロナウイルスの感染拡大が懸念される中、発熱や風邪などの症状による不安の解消と地域医療体制を維持するため、市医師会の協力のもと、5月11日から登米市民病院敷地内に発熱外来診察室を設置し、発熱者の診察を行っています。

- ◆ 受診について 市内在住の小学生以上の方で、37.5度以上の発熱や呼吸器症状のある方、または、市内の医療機関から紹介された方を診察します。
- ◆ 受診の流れ 予約受付にあらかじめ電話予約するか、かかりつけ医のある方は、電話で症状を伝え発熱外来診察室を紹介していただいてから受診してください。

発熱外来診察室予約受付電話番号 070-6569-4596
(受付時間 平日の9:00～12:00、13:00～14:00)

- ◆ 診察時間 13:30～16:30（平日） 070-6569-5161（平日 8:30～17:15）
- 問い合わせ 登米市発熱外来診察室事務局

3 事業者向け情報

5月20日発行時にお知らせした内容と同様の項目ですが、その後決定した事項などを追記しています。

協力金・補助金

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金による支援

【課税】

県の要請や協力依頼に応じて、令和2年4月25日から同年5月6日までのすべての期間、施設の使用停止や営業時間の短縮に全面的にご協力いただいた中小企業者、小規模事業者及び個人事業者に対し、協力金を支給します。

- ◆ 対象施設 休業要請対象の施設・協力依頼対象の施設は宮城県ホームページをご参照ください。
- ◆ 支給額 1事業者当たり 300,000円
- ◆ 申請手続き 申請は5月19日から6月30日まで原則郵送により受付
(申請書は市ホームページに掲載するほか、各総合支所及び商工会窓口
に設置しています。)
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30~17:15)

宅配サービス・持帰りサービスに取り組む市内飲食業者等の支援

【課税】

飲食業及び宿泊業者のうち、令和2年3月1日以降に新たに宅配サービスもしくは持帰りサービスに取り組むか、既に取り組んでいるが感染症拡大防止のため使い捨て容器を購入する個人事業主等の経済活動を支援します。

- ◆ 対象者 売上げが前年同月比で20%以上減少している飲食業及び宿泊業者
- ◆ 補助額 対象経費(消耗品費、広告費、リース料)の2分の1以内とし、
1事業者当たり100,000円を上限として補助
- ◆ 申請手続き 令和2年6月1日から原則郵送にて受付(申請書は市ホームページに掲載
するほか、地域ビジネス支援課にも設置しています。)
- ◆ 申請期限 令和2年8月31日
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706 (平日 8:30~17:15)

畜産農家に対し経営を支援

【課税】

和牛の消費減等に伴う枝肉価格及び子牛価格の下落により経営が逼迫している畜産農家を支援します。

- ◆ 対象者 対象期間中、枝肉市場及び子牛市場に出荷した畜産農家
- ◆ 補助額 市場出荷した肉用牛及び子牛に対し、次の定額補助金を交付します。
 - ・ 枝肉市場出荷1頭あたり…………… 10,000円 (1経営体当たり上限100頭まで)
 - ・ 子牛市場出荷1頭あたり…………… 5,000円 (1経営体当たり上限30頭まで)
 - ・ 乳用牛産子市場出荷1頭あたり…… 5,000円 (1経営体当たり上限30頭まで)※補助対象は、令和2年4月から9月までの期間に出荷した牛
- ◆ 申請手続き 4月・5月市場出荷分 : 申請期限 6月12日(金)※
6月・7月市場出荷分 : 申請期限 8月14日(金)※
8月・9月市場出荷分 : 申請期限 10月30日(金)
※4月・5月市場出荷分を6月・7月市場出荷分と合わせて申請できます。
また、4月から9月市場出荷分をまとめて申請することも出来ます。
- 問い合わせ 産業経済部農政課 0220-34-2713 (平日 8:30~17:15)

補給

中小企業振興資金の利子補給の拡充

【課税】

登米市中小企業振興資金の融資を活用して、下記の対象となる市内中小企業者に利子補給を行い、資金繰りを支援します。

- ◆ 対象者 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、売上が前年同月と比較して15%以上減少した事業者
- ◆ 利子補給率 0.85%（貸付利率1.7%の2分の1）
※現行の利子補給額に加算します。新規借入者は、現行制度と組み合わせることで、1年間実質無利子化となります。
※事業者が宮城県信用保証協会に対し支払う保証料についても市が全額支払います。
- ◆ 利子補給の期間 1年間
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706（平日 8:30～17:15）

猶予

肉用牛貸付事業に係る償還猶予または分割納付

登米市高齢者等肉用牛貸付事業及び後継者等肉用牛貸付事業において、満期となった貸付牛の償還に関し、子牛価格及び枝肉相場の下落で影響のあった畜産農家への支援を行っています。

- ◆ 償還猶予 猶予期間 令和2年1月～12月（1年間）
- ◆ 分割納付 相談に応じ、適宜対応
- 問い合わせ 産業経済部農政課 0220-34-2713（平日 8:30～17:15）

情報

中小企業や農林業者などの相談窓口の設置

売上高の減少など経済的な影響を受けている中小企業や農林業者など市内事業者を対象とした相談窓口を産業経済部内に開設しています。

- 問い合わせ 登米市ビジネスサポートセンター 0220-34-2836（平日 8:30～17:15）

地元商店応援運動

売上減少の市内飲食店・物産直売施設が行っている「テークアウト」や「出前」内容等を市ホームページと市Facebook「Tome ご飯」で情報発信しています。

【市ホームページ 掲載店舗情報】



- ◆ 申請手続き 掲載希望の飲食店は市ホームページに掲載している申請様式に必要な事項を記入のうえ、登米市産業経済部地域ビジネス支援課のメールアドレスまで電子メールにて申請ください。
- 問い合わせ 産業経済部地域ビジネス支援課 0220-34-2706（平日 8:30～17:15）
メールアドレス chiikibusiness@city.tome.miyagi.jp

市内事業者の臨時的な雇用を促進

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、仕事が減少している事業所などの従業員の雇用確保のため、人材を必要としている市内事業者の情報を提供し、臨時的な雇用を促進します。

- ◆ 申請手続き (雇用の流れ)
 - ①人材を必要としている市内事業者から、市に申請・登録していただきます。
 - ②登録された情報を市公式ホームページへ掲載します。
 - ③休職者等は、登録情報を閲覧し、求人事業者に直接連絡をして、条件等を確認後、雇用契約していただきます。
- ◆ 申請及び閲覧期間 5月20日から7月31日(予定)
- 問い合わせ 産業経済部産業総務課 0220-34-2716 (平日 8:30~17:15)

4 国や市からの給付金等の課税上の取扱いについて

国や市による主な給付金等の課税関係については、下記表にてご確認ください。
 ※記載がない給付金等の課税関係については、その給付金等の支給元である窓口にてご確認ください。

非課税	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援給付金 (P2) ・特別定額給付金 (P6) ・住居確保給付金 (P7) ※申請者(入居者)が非課税であり、貸主は課税。 ・国民健康保険被保険者に対する傷病手当金 (P7) ・子育て世帯への臨時特別給付金 (※5月20日発行のお知らせ P2) ・児童扶養手当受給者への臨時特別給付金 (※5月20日発行のお知らせ P2)
課税	<p>【事業所得等に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農資金借入に対する利子補給 (感染症対策農業支援資金利子補給事業) (P4) ・経営維持臨時給付金 (P5) ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金 (P10) ・宅配サービス・持帰りサービスに取り組む市内飲食業者等への補助金 (飲食店需要創出支援補助金) (P10) ・畜産農家に対するの補助金 (畜産経営緊急支援事業) (P10) ・中小企業振興資金の利子補給 (中小企業振興資金保証料補給金、利子補給金) (P11) ・雇用調整助成金 (P13) ・小学校休業等対応助成金 (P13) ・小学校休業等対応支援金 (P13) ・持続化給付金 (事業所得者向け) (P13、16) <p>【一時所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金 (給与取得者向け) (P13、16) <p>【雑所得に区分されるもの】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続化給付金 (雑所得者向け) (P13、16)

持続化給付金について
 対象が拡大されたため、ホームページ掲載版は、全戸配布した印刷版の内容に赤字の箇所を加筆しています。

●事業所得等に区分される給付金について

支払賃金などの必要経費を補てんするものは、支出そのものが必要経費になります。
 また、給付金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差し引いた残額がない場合などには、所得税の負担は生じません。

●一時所得に区分される給付金について

一時所得は、所得金額の計算上、50万円の特別控除が適用されます。他の一時所得とされる金額との合計額が50万円を超えない限り、課税対象になりません。

●所得区分にかかわらず給与所得のある方に支給する給付金について

一般的な給与所得者については、給与所得以外の所得が20万円以下である場合には、確定申告不要とされています。

※課税対象となる給付金であっても、必ずしも税負担が生じるものではありません。
 例えば、給付金等の支給額を含めた年間の収支が赤字となる場合は税負担が生じません。

5 宮城県や国の支援策(事業者向け)

※宮城県ホームページより抜粋

対象		支援メニュー 窓口	概要 条件
雇用維持	従業員を休業させた事業者	雇用調整助成金の拡充	緊急対応期間の助成内容 ・雇用保険被保険者でない労働者の休業も助成金の対象に含める ・助成率中小企業4/5、大企業2/3(解雇等を行わない場合は中小企業9/10、大企業3/4) ・計画届の事後提出を認める(～6月30日まで)など
		宮城労働局またはハローワーク 022-299-8063	・新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主(全業種) ・生産指標要件1ヶ月10%(緊急対応期間※は5%)以上低下 ※緊急対応期間:4月1日から6月30日まで
	子供がいる従業員	小学校休業等対応助成金(事業主向け)	・有給休暇を取得した対象労働者に支払った賃金相当額×10/10(上限8,330円)
		学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999	令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の要件に該当する場合 ・労働基準法上の年次有給休暇とは別途、有給休暇を取得させた事業主
子供がいるフリーランス	小学校休業等対応支援金(フリーランス向け)	・就業できなかった日について4,100円/日を定額支給	
	学校等休業助成金・支援金・雇用調整助成金 コールセンター 0120-60-3999	令和2年2月27日から6月30日までの間に、以下の要件に該当する場合 ・子供の世話をを行うため、契約した仕事が出来なくなった個人で仕事をする保護者	
事業継続	売上が50%以上減少の事業者	持続化給付金 (当冊子16ページにてサポート会場を案内しています。)	・法人200万円、個人事業者100万円 ※昨年1年間の売上からの減少分が上限 計算方法:前年の総売上(事業収入)ー(前年同月比▲50%月の売上げ×12ヶ月)
		持続化給付金コールセンター 0120-115-570	・新型コロナウイルス感染症の影響により、資本金10億円以上の大企業を除き、売上が前年同月比で50%以上減少している者(中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者、医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人などが対象)
	生産性革命推進事業を行う事業者	ものづくり・商業・サービス補助	・新商品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援 ・補助上限:原則1,000万円、補助率:2/3(特別枠)
		もの補助事務局 050-8880-4053	・中小企業・小規模事業者等
		持続化補助	・販路開拓等の取組支援・補助金100万円(特別枠) 補助率2/3
		最寄りの商工会・商工会議所	・小規模事業者等
	IT導入補助	・ITツール導入による業務効率化等を支援。ハードウェアのレンタルも対象。 ・補助額:30～450万円、補助率:2/3(特別枠)	
(一社)サービスデザイン推進協議会 0570-666-424	・中小企業・小規模事業者等		
集客回復・感染防止対策に取り組む商店街・中小企業等	商店街スタンドアップ支援費	・商店街等の集客増や感染対策などのソフト及びハード事業 ・補助額:ソフト事業 30～100万円 補助率:3/4 ハード事業 75～300万円 補助率:3/4	
	宮城県 商工金融課 022-211-2746	・商店街振興組合、事業協同組合、商工会、商工会議所等	
	中小企業等再起支援費	・早期再起を図る事業の実施に必要な経費 ・補助額:50～100万円 補助率:2/3	
宮城県 中小企業支援室 022-211-2742	・県内の中小企業、小規模事業者で以下の要件を満たすもの ①令和2年1月以降のいずれか1ヵ月間の売上高が前年同月比で30%以上減少 ②再起を図るための販路開拓や生産性向上等の経営計画を策定していること		
事業承継を行う事業者	事業承継支援費	・士業専門家(弁護士・税理士・公認会計士等)の活用に係る費用 ・補助額:25万円(上限) 補助率:1/2	
	宮城県 中小企業支援室 022-211-2742	・親族内又は従業員へ事業承継を行う県内中小企業者(個人事業主を含む)	

詳しくは、各支援制度に記載している窓口へ直接お問い合わせください。

対象		支援メニュー 窓口	概要 条件	
事業 継続	働き方改革 に取り組む事業者	働き方改革推進支援助成金	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ②就業規則・労使協定等の作成・変更 等 ・最大100万円（補助率1/2）	
		テレワーク相談センター 0120-91-6479	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	
		中小IT企業テレワーク導入支援	・テレワーク導入又は拡充に係る機器等購入経費及びオンライン研修受講費補助 ・補助額：テレワーク導入経費75万円，オンライン人材育成研修受講費8万円 ・補助率：1/2	
		宮城県 新産業振興課 022-211-2479	・在宅勤務等を可能とするテレワーク環境の構築に取り組む県内中小IT企業	
強靱な 経営構造	サプライチェーン改革 に取り組む事業者	サプライチェーン構築支援費	・海外から県内へ生産拠点を移転等する事業者に対し、経費の一部を助成 ・補助額：1億円（上限額） 補助率：1/2（国の補助後の事業者負担分の1/2）	
		宮城県 産業立地推進課 022-211-2734	・国の「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」の採択を受けた事業者	
資金 繰り 支援	売上高 5%以上減少 した事業者	指定全業種	新型コロナウイルス感染症対応資金 (セーフティネット保証5号) ・融資上限：3,000万円(利率1.3%、保証協会保証料0.85%) ・資金使途：運転資金及び設備資金 ・償還期間：運転資金・設備資金ともに10年以内(うち据置期間5年以内)	
		→	県内各金融機関 宮城県 商工金融課 022-211-2744	・市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 指定業種に属する事業を行っており、最近3ヶ月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少
		→	新型コロナウイルス感染症特別貸付 日本政策金融公庫 0120-154-505	・融資上限：中小事業3億円、国民事業6,000万円（一部は当初3年間基準金利▲0.9%） ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内(ともにうち据置期間5年以内)
		→	新型コロナウイルス感染症特別貸付 (危機対応業務) 商工中金 022-225-7411	・融資上限：3億円以内（一部は当初3年間基準金利▲0.9%） ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金20年、運転資金15年(うち据置期間5年以内)
		→	マル経融資(小規模事業者経営改善資金) (新型コロナウイルス感染症関連)(拡充) 日本政策金融公庫 0120-154-505	・最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が①過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少
		→	生活衛生関係 営業 (旅館、飲食、理 美容など) 日本政策金融公庫 0120-154-505	・融資上限：1,000万円(特別利率Fから当初3年間基準金利▲0.9%) ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金10年以内(うち据置期間4年以内)、運転資金7年以内(うち据置期間3年以内)
		→	生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付 日本政策金融公庫 0120-154-505	・融資上限：6,000万円(一部は当初3年間基準金利▲0.9%) ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内(ともにうち据置期間5年以内)
		→	生活衛生改善貸付(拡充) 日本政策金融公庫 0120-154-505	・生活衛生関係の事業を営む方で、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少 ・業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月の売上高が①過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上高、②令和元年12月の売上高、③令和元年10月から12月の平均売上高のいずれかと比較して5%以上減少
		→	生活衛生改善貸付(拡充) 日本政策金融公庫 0120-154-505	・融資上限：1,000万円(特別利率Fから当初3年間基準金利▲0.9%) ・資金使途：設備資金及び運転資金 ・償還期間：設備資金10年以内(うち据置期間4年以内)、運転資金7年以内(うち据置期間3年以内)
		→	生活衛生改善貸付(拡充) 日本政策金融公庫 0120-154-505	・生活衛生関係の事業を営んでおり、生活衛生同業組合等の実施する経営指導を受けている小規模事業者であって、生活衛生同業組合等の長の推薦が必要 ・新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1か月の売上高が前年または前々年の同期と比較して5%以上減少

詳しくは、各支援制度に記載している窓口へ直接お問い合わせください。

対象		支援メニュー 窓口	概要 条件
資金 繰り 支援	売上高 10%以上 減少した 事業者	生活衛生関係 営業 (旅館, 飲食, 喫茶)	衛生環境激変対策特別貸付 ・融資上限: 1,000万円(旅館3,000万円) ・資金使途: 運転資金 ・償還期間: 運転資金7年以内(うち据置期間2年以内) ・生活衛生関係営業を営む方であって、次のいずれにも該当する方 ①衛生環境の激変に伴い、最近1か月間の売上高が前年または前々年の同期(営業歴が1年未満の場合は過去直近3か月間の売上高の平均額)に比較して10%以上減少しており、かつ、今後も売上減少が見込まれること ②中長期的に業況が回復し発展することが見込まれること
		→	災害復旧対策資金 ・令和2年3月6日から令和2年6月30日の融資実行分まで ・融資上限: 5,000万円(利率1.6%以内、保証協会保証料0.45~1.00%) ・資金使途: 運転資金及び設備資金 ・償還期間: 運転資金・設備資金ともに10年以内(うち据置期間2年以内)
	売上高 15%以上減少した 事業者	県内各金融機関 宮城県 商工金融課 022-211-2744	新型コロナウイルス感染症対応資金 (危機関連保証) ・融資上限: 3,000万円(利率1.3%、保証協会保証料0.85%) ・資金使途: 運転資金及び設備資金 ・償還期間: 運転資金・設備資金ともに10年以内(うち据置期間5年以内)
		県内各金融機関 宮城県 商工金融課 022-211-2744	・市町村長の認定を受けた以下の要件に該当する中小企業者 ①金融取引に支障をきたしており、金融取引の正常化を図る為に資金調達を必要としていること ②経済産業大臣が指定した案件に起因して、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同月比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3ヶ月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること
	売上高 20%以上減少した 事業者	県内各金融機関 宮城県 商工金融課 022-211-2744	新型コロナウイルス感染症対応資金 (セーフティネット資金4号) ・融資上限: 3,000万円(利率1.3%、保証協会保証料0.85%) ・資金使途: 運転資金及び設備資金・償還期間: 運転資金・設備資金ともに10年以内(うち据置期間5年以内)
減少幅に 関係なく	日本政策金融公庫 0120-154-505	セーフティネット貸付 ・融資上限: 中小事業7.2億円、国民事業4,800万円 ・資金使途: 設備資金及び運転資金 ・償還期間: 設備資金15年以内、運転資金8年以内(ともにうち据置期間3年以内) ・社会的、経済的環境の変化等外的要因により、一時的に売上の減少等業況悪化をきたしているが、中長期的にはその業況が回復し発展することが見込まれる方	

	支援メニュー 窓口	概要 条件等
その他 支援	未払賃金立替払	労働者の未払賃金のうち、基準退職日の6月前から請求日の前日までに支払期日が到来し、まだ支払われていない賃金の総額または限度額のうちいずれか低いほうの額の100分の80を立て替えて労働者に直接支払
	最寄りの労働基準監督署	企業(中小企業に限る)が、新型コロナウイルス感染症による影響などにより倒産状態に至った場合に、国が企業に代わって未払賃金額の一部を立替払する制度
	労働保険料・一般拠出金の納付の猶予	原則として1年以内
	宮城労働局 022-299-8842	労働保険料等を一時に納付することが困難となった場合、一定の要件に該当するときは、納付の猶予が認められる
	厚生年金保険料等の猶予	原則として1年以内
	年金事務所	新型コロナウイルス感染症により事業所の経営状況等に影響があり、一時的に厚生年金保険料等を納付することが困難な場合
相談 窓口	県税の猶予	・納期限が令和2年2月1日から令和3年1月31日までの間に到来する県税 ・申請期間: 令和2年6月30日又は納期限のいずれか遅い日まで
	各県税事務所	新型コロナウイルス感染症により収入が大幅に減少(前年同期比概ね20%以上の減)した場合で、県税を一時に納付することが困難な者
相談 窓口	事業者向け相談窓口【022-211-2742】	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者、小規模事業者の経営相談、国及び県の支援制度の紹介など
	中小企業向け専門家経営相談【022-225-6697】	中小企業・小規模事業者の経営や資金計画などの課題解決のため、専門的な知識を有する(公財)みやぎ産業振興機構の登録専門家による「相談対応」「専門家派遣」を実施

詳しくは、各支援制度に記載している窓口へ直接お問い合わせください。

6 事業者向け持続化給付金の申請サポート会場の開設について

経済産業省が行っている「持続化給付金」に関しては、電子申請を基本としておりますが、ご自身で電子申請を行うことが困難な方のために、「申請サポート会場」が登米市に開設されます。

「申請サポート会場」では、補助員が電子申請の入力サポートを行います。

なお、「申請サポート会場」は新型コロナウイルス感染防止の観点から**事前予約制**とします。

ご来場いただいた当日のご予約は予約状況によってお受けできない場合もありますのでご了承ください。

開設場所	登米中央商工会 2階 研修室 (迫町佐沼字上舟丁12-6)
開設日	令和2年6月23日(火)から30日(火)の8日間 (土日も開設) 時間：9時から17時(最終日のみ15時まで)
事前予約について	申請サポート事務局 080-4466-4022 (受付時間：上記 開設時間中) または 登米中央商工会 0220-22-3681 (受付時間：8時30分～17時15分 平日のみ対応) <u>※市役所へお電話いただいてもご予約できません。</u>
御持参 いただく 書類	事前準備として申請に必要な情報を「申請補助シート」に記入して当日ご持参ください。 「申請補助シート」は持続化給付金ホームページよりダウンロードしてください。 また、申請時に提出が必要な書類(下記)を必ずご持参ください。(できれば現物) ■個人事業者等の場合 ・確定申告書等 青色申告の場合 2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚) と所得税青色申告決算書の控え(2枚) 計3枚 白色申告の場合 2019年分の確定申告書第一表の控え(1枚) 計1枚 ※收受印が押印されていること(e-Taxの場合は受信通知) ・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの (2020年〇月と明確な記載があるもの) ・申請者本人名義の口座通帳の写し ・本人確認書類(住所・氏名・明瞭な顔写真のある身分証明書) ■中小法人等の場合 ・確定申告書別表一の控え(1枚) ※及び法人事業概況説明書の控え(2枚) 計3枚 (対象月の属する事業年度の直前の事業年度分) ※收受日付が押印されていること(e-Taxの場合は受信通知) ・売上台帳や帳簿等、対象月の月間事業収入がわかるもの (2020年〇月と明確な記載があるもの) ・法人名義の口座通帳の写し(法人の代理者名義も可)
注意事項	・申請サポート会場では、申請に関する相談は受け付けておりません。 ・筆記用具はご自身のものをお持ちの上、ご来場ください。 ・接触による感染リスクがあるため、必ずマスク着用の上、ご来場ください。 ・原則として申請者お一人様でご来場ください。(補助者、介助者等は除く) ・当日は必ず検温の上ご来場ください。 ※37.5度以上の方は、入場をお断りさせていただきます。 ・手続きには1時間程度を要します。お時間には余裕をもってお越しください。

■問合せ

持続化給付金事業 コールセンター

フリーダイヤル：0120-115-570 (おかけ間違いに御注意ください)

IP電話等からのお問い合わせ先：03-6831-0613 (通話料がかかります)

受付時間：6月 8:30～19:00 (全日) 7月 8:30～19:00 (土・祝除く)

8月以降 8:30～17:00 (土・祝除く)

【編集・発行】

登米市生活経済支援推進本部事務局 0220-23-7353 (平日 8:30～17:15)